

# 国登録有形文化財「重田家住宅」 撮影利用のご案内

国登録有形文化財「重田家住宅」で、お祝いの記念写真や動画の撮影をしてみませんか？  
明治16年（1883）建築の建物やお庭をご利用いただけます。



【撮影使用料】利用区分：1日 建物（主屋）：1,000円 土地（前庭・裏庭）：1,000円  
撮影使用料とは別に、電気、水道、下水道等の光熱水費等負担金として1団体一日あたり  
一律500円をお願いします。

【利用方法】下記まで事前にご予約をお願いします。原則開館日での対応となりますが、要相談  
をお願いいたします。年末年始は休館となります。

【注意事項】次の事項をお守りください。

- (1) 撮影は、施設のイメージを損なわないものに限りします。
- (2) 撮影機材を廊下に置く場合は、傷をつけないように緩衝材を挟む等してください。
- (3) 主屋の家具を移動する必要がある場合は、必ず事前に管理者にご相談ください。
- (4) その他建物敷地内の保護にあたって必要なことは、管理者にご相談ください。

※個人が、通常の見学の範囲内において撮影する場合は自由に撮影できます。

※重田家住宅：群馬県佐波郡玉村町大字小泉42番地

敷地内には、主屋・穀蔵・西の蔵・東の蔵・外便所・井戸屋形・表門及び塀等があり、この7棟が国の登録  
有形文化財となっています。主屋のみ内部の撮影が可能です。

【重田家住宅管理担当】

お申込み・お問合せ：玉村町教育委員会  
生涯学習課文化財室文化財係  
玉村町文化センター内 TEL 0270-30-6180